

群馬県いじめ再調査委員会

委員長 八島 禎宏 様

群馬県知事 山本 一太

(児童福祉・青少年課)



諮 問 書

群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

群馬県いじめ問題等対策委員会の行った、平成31年2月1日県立高等学校生徒死亡事案の調査結果について検証を行うとともに、遺族が要請している事項についての調査審議を求める。

2 諮問理由

平成31年2月1日、県立高等学校2年の女子生徒が電車にはねられ、死亡する事案が発生しました。

当該事案については、いじめによる自殺が疑われたため、学校において、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第23条第2項及び文部科学省が策定した「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」に基づく基本調査が行われた後、学校設置者（県教育委員会）の附属機関である群馬県いじめ問題等対策委員会において、法第28条第1項の調査が行われ、令和2年11月30日に答申（調査結果報告）が行われました。

群馬県いじめ問題等対策委員会の調査結果報告書（以下「学校設置者の調査結果」という。）については、後日再調査の要請を行う旨の遺族の所見とともに、令和2年12月15日に県教育委員会教育長から知事に対し提出され、令和3年3月26日に遺族から知事に対し、再調査の要請文が提出されました。

県では、学校設置者の調査結果や遺族からの再調査要請文を慎重に検討した結果、当該事案は生徒の命が失われるという極めて重大な事態であること、かつ、学校設置者の調査結果を確認した遺族が調査が尽くされていないとして再調査を要請していることから、学校設置者の調査結果について法第30条第2項による調査が必要であると判断し条例第13条第1項の規定により、貴委員会での調査審議を諮問するものです。